

<女性活躍推進法>
一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

一般財団法人 潤和リハビリテーション振興財団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること。

女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

<対策>

・平成26年度中 男性も育児休業を取得できることを周知するため、就業規則（育児休業に関する規程含む）の閲覧促進と管理職を対象とした研修の実施。

・平成26年度～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を実施。

目標2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

・平成26年4月～ 法に基づく諸制度の調査

・平成26年度中 制度に関する資料やパンフレット等を院内ポータルサイトに掲載

目標3 平成29年3月までに、職員全員の所定外労働時間の削減のための措置を実施する。

<対策>

・平成26年度中 所定外労働の原因の分析等を行う。ノー残業デー等の導入の検討。

・平成26年度～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施。

平成28年2月29日 策定
平成29年2月1日 改定